

身体的拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人 町田真弘会
高齢者グループホーム光の園おおくら
平成 30 年 4 月 1 日制定

第 1 条 身体的拘束等の禁止

介護保険法等は「サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」としている。

第 2 条 身体的拘束等への対応原則及び条件

緊急やむを得ず身体的拘束等を行わなければならない場合は、次の三つの条件を全て満たし、かつ「身体的拘束等適正化委員会」において定めた手順に従って行う必要最小限のものとする。

- ①切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 上記、三つの要件を全て満たすことを関係する複数の職員で合議・確認し、計画作成担当者、管理者の確認を受け（両者の確認が受けられない場合は可能な限り早期に）、また、速やかに家族、利用者代理人に報告し同意を得る。

また、それらの記録は「身体的拘束等適正化委員会」において定めた書式において記録されていることを必須の要件とする。

3 身体的拘束の継続の如何は随時検討するが、2 週間を超えて継続する場合には前二項の規定に準拠し、少なくとも 2 週間おきに検討、記録等を整備することとする。

第 3 条 緊急避難的行為に対する対応

前条の規定によらず、「さし迫った危険を避ける」ためにやむなく行う拘束は、刑法及び民法上の規定により不法行為とならない事もあるが、「さし迫った危険」を回避した時点で前条の規定による手続きを経る。

第 4 条 身体的拘束等の実施に関わる記録

前条の身体的拘束等を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由、拘束の方法と当面の期間、及び合議した職員の署名等を記録し、かつ計画作成責任者、管理者の確認を記載し、2 年間保存しなければならない。

第5条 身体的拘束等適正化委員会

身体的拘束を廃止または極力回避するために、法人（または事業所）に身体的拘束等適正化委員会を置き、3箇月に一度委員会を開催し、前条の記録に基づき、関係法令および前第2条の「拘束対応の原則及び条件」等により、適正に運営されているかを検証する。

- 2 委員会は、管理者、計画作成担当者、介護職員の代表者、利用者の家族（又は利用者代理人）、医療連携体制をとる看護師、有識者等によって構成する。
- 3 前項のほか、「不適切介護」の事例などについても報告を受け、改善の方途を検討する。
- 4 この委員会の審議内容は、介護職員及びその他の職員に周知徹底させることとする。
- 5 この委員会は「運営推進会議」を活用することで代えることが出来る。

第6条 拘束等に関わる研修

身体的拘束等を廃止し、または実施しなければならない場合には適正に行われることを目的に、介護職員その他従事者に対して年間2回の研修会を開催する。

この内容は、不適切な介護、虐待と拘束の身体的拘束等の具体的な内容、身体的拘束等がもたらす弊害（身体的弊害、精神的弊害、社会的弊害）及び事例研究等とし、必要に応じて法人又は他グループホームと共同して行うこともできる。

また、本研修会の内容は、介護職員、其の他従事者全員を対象としたものであり、勤務の都合等で出席できなかったものについては、資料、記録等により、その研修効果の徹底を図る。

第7条 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針について

この指針は公表し、入所者・ご家族・従業者等がいつでも自由に閲覧することができます。

第8条 本指針は、身体的拘束等適正化委員会の合議を経て、代表者が改正する。

以上

例示＜介護保険指定基準において身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為＞

- (1) 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブと抜かないようにまたは皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（出典：「身体的拘束ゼロへの手引き」平成13年3月身体拘束ゼロ作戦推進会議発行）